## 8 呼吸器の機能障害

等級	障害程度	鉄 道 割 引 所得地方税	解說
1級	呼吸器の機能の障害により自己の身辺の日常生活活	↑ 特別障	呼吸器の機能障害の程度についての判定は,予測肺活量 1秒率(以下「指数」という。),動脈血ガス及び医師の
	動が極度に制限されるもの	害者控	臨床所見によるものとする。指数とは1秒量(最大吸気位から最大努力下呼出の最初の1秒間の呼気量)の予測肺活
3級	呼吸器の機能の障害によ り家庭内での日常生活活動	第	量(性別,年齢,身長の組合せで正常ならば当然あると予測される肺活量の値)に対する百分率である。
O AVX	が著しく制限されるもの	種身際	(1) 等級表1級に該当する障害は、呼吸困難が強いため
		タ 障 体 害	歩行がほとんどできないもの、呼吸障害のため指数の 測定ができないもの、指数が20以下のもの又は動脈血
4級	呼吸器の機能の障害により社会での日常生活活動が 著しく制限されるもの	害 者 控 除	O2分圧が50Torr以下のものをいう。 (2) 等級表3級に該当する障害は,指数が20を超え30以
		該 当————————————————————————————————————	下のもの若しくは動脈血O <sub>2</sub> 分圧が50Torrを超え60Tor 以下のもの又はこれに準ずるものをいう。 (3) 等級表 4 級に該当する障害は、指数が30を超え40以 下のもの若しくは動脈血O <sub>2</sub> 分圧が60Torrを超え70Tor
		$ \hspace{.05cm} $	以下のもの又はこれに準ずるものをいう。